

# I 調査の概要

## 1 調査の目的

経済構造実態調査は、我が国の全ての産業の付加価値等の構造を明らかにし、国民経済計算の精度向上等に資するとともに、5年ごとに実施する「経済センサス-活動調査」の中間年の実態を把握することを目的とする。

## 2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査（基幹統計の「経済構造統計」を作成するための調査）として実施される。

## 3 調査の期日及び対象期間

2024年経済構造実態調査は、令和6年6月1日現在で実施された。

なお、事業所数及び従業者数、敷地面積については令和6年6月1日現在、現金給与総額、製造品出荷額等などの経理事項については令和5年1月～令和5年12月の実績により調査している。

## 4 調査の対象

事業所母集団データベースを母集団とし、全ての産業に属する一定規模以上の法人企業を対象とする「産業横断調査」と製造業に属する一定規模以上の法人事業所を対象とする「製造業事業所調査」がある。（本書では製造業事業所調査のみ扱う。）

### (1) 産業横断調査（調査対象数：全国約27万企業）

日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、同分類における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高を上位から累積し、当該分類に係る売上高総額の8割を達成する範囲に含まれる企業。

ただし、個人経営の企業及び次の産業に属する企業を除く。

- ・「大分類N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち、「中分類79－その他の生活サービス業」（「小分類792－家事サービス業」に限る。）
- ・「大分類R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち、「中分類93－政治・経済・文化団体」、「中分類94－宗教」及び「中分類96－外国公務」
- ・「大分類S－公務（他に分類されるものを除く）」

### (2) 製造業事業所調査（調査対象数：全国約12万2千事業所）

日本標準産業分類に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国及び地方公共団体に属する事業所を除く）のうち、同分類における大分類、中分類、小分類又は細分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類に係る売上高（製造品出荷額等）総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所。

ただし、個人経営及び法人以外の団体の事業所を除く。

## 5 調査事項

製造業事業所調査の調査項目は、以下に掲げる事項のうち、調査事業所の業種及び従業者数に応じて必要な事項

- ① 事業所の名称、所在地及び法人番号
- ② 経営組織
- ③ 資本金額又は出資金額（会社に限る）
- ④ この事業所の従業者数
- ⑤ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別

- ⑥ 人件費及び人材派遣会社への支払額
- ⑦ 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額
- ⑧ 有形固定資産
- ⑨ 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額
- ⑩ 製造品出荷額、在庫額等
- ⑪ 品目別製造品出荷額、加工賃収入額及びその他収入額の合計金額
- ⑫ 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合
- ⑬ 主要原材料名
- ⑭ 工業用地及び工業用水
- ⑮ 作業工程

ただし、⑥の内訳、⑦の内訳、⑩のうち品目別製造品在庫額、⑧、⑨及び⑭については、従業者 30 人以上の事業所についてのみ

## 6 調査の方法

総務省及び経済産業省が調査を委託した調査実施事業者が調査票等の書類を調査対象に郵送し、インターネット回答又は郵送回答により調査票を回収する。

## Ⅱ 用語等の解説

### 1 事業所数

令和6年6月1日現在の事業所の数であり、休業中、操業準備中及び操業開始後未出荷の各事業所は含まない。

なお、事業所とは一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

### 2 従業者数

令和6年6月1日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）は従業者に含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、有期雇用者（1か月未満、日々雇用）は含まない。

#### (1) 常用労働者

「有給役員」、「無期雇用者」、「有期雇用者（1か月以上）」及び「出向・派遣受入者」に分けられる。

#### (2) 有給役員

法人の取締役、理事などで（常勤、非常勤は問わない。）で、役員報酬を得ている人をいう。

他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当する。

#### (3) 常用雇用者

「無期雇用者」及び「有期雇用者（1か月以上）」に分けられる。

#### (4) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人（定年まで雇用される場合を含む。）をいう。

#### (5) 有期雇用者（1か月以上）

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

#### (6) 臨時雇用者（有期雇用者（1か月未満、日々雇用））

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

#### (7) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）（以下「労働者派遣法」という。）でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

#### (8) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

### 3 現金給与総額

令和5年1月から令和5年12月の1年間に、常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額の合計である。

その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向さ

せている人に対する負担額などをいう。

#### 4 原材料使用額等

令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月の 1 年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額である。

- (1) 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として用いた石炭、石油なども含まれる。また、下請工場などに原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。
- (2) 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいう。
- (3) 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。
- (4) 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。
- (5) 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいい、派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まない。
- (6) 転売した商品の仕入額とは、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月の 1 年間に於いて、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいう。

#### 5 製造品出荷額等

令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月の 1 年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程からでたくず・廃物の出荷額及びその他収入額（修理料収入、転売収入など）の合計額であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額である。

- (1) 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたものを含む）を、令和 5 年中にその事業所から出荷した場合をいう。また、次のものも製造品出荷に含まれる。
  - ア 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
  - イ 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
  - ウ 委託販売に出したもの（販売済みでないものを含み、令和 5 年中に返品されたものを除く）
- (2) 加工賃収入額とは、令和 5 年中に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいう。
- (3) その他収入額とは、上記(1)、(2)及びくず・廃物の出荷額以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいう。

#### 6 製造品在庫等（従業者 30 人以上の事業所）

製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額である。

原材料を他に支給して製造された委託生産品も含まれる。

## 7 有形固定資産（従業者 30 人以上の事業所）

(1) 有形固定資産の額は、令和 5 年 1 年間ににおける数値であり、帳簿価額による。  
有形固定資産の取得額等には、次の区分がある。

ア 土地

イ 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）

ウ 機械及び装置（附属設備を含む）

エ 船舶、車両、運搬具、耐用年数 1 年以上の工具、器具及び備品等

(2) 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

(3) 有形固定資産の除却・売却による減少額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡しなどの額をいう。

(4) 有形固定資産の投資総額は以下の算式により算出している。

投資総額＝取得額＋建設仮勘定の年間増減額（増加額－減少額）

## 8 工業用地（従業者 30 人以上の事業所）

事業所敷地面積とは、令和 6 年 6 月 1 日現在において事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいう。

ただし、鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と、道路（公道）、塀、柵などにより明確に区別される場合又はこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は含めない。

なお、事業所の隣接地にある拡張予定地を事業所が占有している場合は含まれる。

## 9 工業用水（従業者 30 人以上の事業所）

工業用水とは、事業所内で生産のために使用される用水（従業者の飲料水、雑用水を含む）をいい、1 日当たり用水量とは、令和 5 年 1 月から令和 5 年 12 月の 1 年間に使用した工業用水の総量を令和 5 年の操業日数で割ったものをいう。

(1) 公共水道は、都道府県又は市町村によって経営される工業用水道又は上水道から供給を受ける水をいう。工業用水道とは、飲用に適さない工業用水に供する水道（工業用水道）から取水した水をいう。上水道とは、一般の水道のことで、飲用に適する水道（上水道）から取水した水をいう。

(2) 井戸水は、浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(3) その他の淡水は「(1)公共水道」、「(2)井戸水」、「回収水」以外の淡水をいう。

例えば、河川、湖沼又は貯水池から取水した水（地表水）、河川敷または旧河川敷内において集水埋きよによって取水した水（伏流水）、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などである。

## 10 各種算式

生産額（従業者 30 人以上）＝ 製造品出荷額＋加工賃収入額  
＋（製造品年末在庫額－製造品年初在庫額）  
＋（半製品及び仕掛品年末価額－半製品及び仕掛品年初価額）

生産額（従業者 29 人以下）＝ 製造品出荷額＋加工賃収入額

$$\begin{aligned} \text{付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ (\text{従業者 30 人以上}) &+ (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \\ &- \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{粗付加価値額} &= \text{製造品出荷額等} \\ (\text{従業者 29 人以下}) &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \\ &- \text{原材料使用額等} \end{aligned}$$

$$\text{原材料率}(\%) = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$\text{付加価値率}(\%) = \frac{\text{付加価値額}}{\text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) - (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額})} \times 100$$

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産の取得額} + \text{建設仮勘定の年間増減（増－減）}$$

$$\text{労働生産性} = \frac{\begin{aligned} &\text{製造品出荷額} + \text{加工賃収入額} \\ &+ (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &+ (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ &- (\text{推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税} + \text{推計消費税額}) \end{aligned}}{\text{従業者数}}$$

$$\text{労働分配率}(\%) = \frac{\text{現金給与総額}}{\text{付加価値額}} \times 100$$

$$\text{製造品等在庫率}(\%) = \frac{\text{製造品年末在庫額} + \text{半製品及び仕掛品年末価額}}{\text{製造品出荷額等}} \times 100$$

$$\text{原材料及び燃料在庫率}(\%) = \frac{\text{年末原材料等在庫額}}{\text{原材料使用額等}} \times 100$$

※ 「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は出荷数量等から推計したものである。  
 ※ 推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除している。

## 1.1 金額項目について

製造品出荷額等などの経理事項については、原則消費税込で把握しているが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）に基づき、消費税込みに補正した上で結果表として集計した。

<ガイドライン>

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000777097.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000777097.pdf)

## 1 2 記号及び注記

- (1) 各項目の数値は単位未満を四捨五入しているため、掲載した数値の積み上げと、表中の合計は一致しないことがある。
- (2) 本報告書中、「－」は該当数値なし、「0」及び「0.0」は零又は四捨五入による単位未満、「△」はマイナスを表している。「X」は1又は2の事業所に関する数値であるため、これをそのまま掲げると、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所であり、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1又は2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

## 1 3 産業中分類名

産業中分類名は次のように略称を用いた。

| 中分類<br>番 号 | 産業中分類名             | 略 称 | 中分類<br>番 号 | 産業中分類名            | 略 称 |
|------------|--------------------|-----|------------|-------------------|-----|
| 09         | 食料品製造業             | 食 料 | 21         | 窯業・土石製品製造業        | 窯 業 |
| 10         | 飲料・たばこ・飼料製造業       | 飲 料 | 22         | 鉄鋼業               | 鉄 鋼 |
| 11         | 繊維工業               | 繊 維 | 23         | 非鉄金属製造業           | 非 鉄 |
| 12         | 木材・木製品製造業（家具を除く）   | 木 材 | 24         | 金属製品製造業           | 金 属 |
| 13         | 家具・装備品製造業          | 家 具 | 25         | はん用機械器具製造業        | はん用 |
| 14         | パルプ・紙・紙加工品製造業      | 紙・パ | 26         | 生産用機械器具製造業        | 生 産 |
| 15         | 印刷・同関連業            | 印 刷 | 27         | 業務用機械器具製造業        | 業 務 |
| 16         | 化学工業               | 化 学 | 28         | 電子部品・デバイス・電子回路製造業 | 電 子 |
| 17         | 石油製品・石炭製品製造業       | 石 油 | 29         | 電気機械器具製造業         | 電 気 |
| 18         | プラスチック製品製造業（別掲を除く） | プ ラ | 30         | 情報通信機械器具製造業       | 情 報 |
| 19         | ゴム製品製造業            | ゴ ム | 31         | 輸送用機械器具製造業        | 輸 送 |
| 20         | なめし革・同製品・毛皮製造業     | 皮 革 | 32         | その他の製造業           | その他 |

※重化学工業 16、17、22～31  
 ※軽 工 業 09～15、18～21、32

## 1 4 産業3類型

基礎素材型、加工組立型、生活関連・その他型に区分される業種は次のとおりである。

|                       |                                                                  |
|-----------------------|------------------------------------------------------------------|
| 基 礎 素 材 型 産 業         | 12 木材、14 紙・パ、16 化学、17 石油、18 プラ、19 ゴム、<br>21 窯業、22 鉄鋼、23 非鉄、24 金属 |
| 加 工 組 立 型 産 業         | 25 はん用、26 生産、27 業務、28 電子、29 電気、30 情報<br>31 輸送                    |
| 生 活 関 連 ・ そ の 他 型 産 業 | 09 食料、10 飲料、11 繊維、13 家具、15 印刷、20 皮革、<br>32 その他                   |

## 1 5 地区

地区別集計に用いた地区は次の区分による。

|       |                          |
|-------|--------------------------|
| 県北地区  | 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡 |
| 県中地区  | 郡山市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、石川郡、田村郡 |
| 県南地区  | 白河市、西白河郡、東白川郡            |
| 会津地区  | 会津若松市、喜多方市、耶麻郡、河沼郡、大沼郡   |
| 南会津地区 | 南会津郡                     |
| 相双地区  | 相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡         |
| いわき地区 | いわき市                     |

### Ⅲ 利用上の注意

#### 1 集計対象

本書は、「2024 年経済構造実態調査製造業事業所調査」（以下「経済構造実態調査」という。）の調査結果について、福島県が独自に集計したものである。

以下の全てに該当する事業所を集計対象としている。

- ・個人経営を除く事業所であること
- ・管理、補助的経済活動のみを行う事業所ではないこと
- ・製造品目別に出荷額が得られた事業所であること

#### 2 調査期日

下表において、下線付きの年次の数値は「経済センサス-活動調査」、二重下線付きの年次は「経済構造実態調査」、その他の年次の数値は「工業統計調査」の数値である。

調査結果のうち、事業所数及び従業者数については、下記の調査時点現在の数値である。

また、製造品出荷額等及び付加価値額については、表示年次における 1 年間の数値である。

| 調 査 名                   | 事業所数、従業者数          |             | 製造品出荷額等、付加価値額      |              |
|-------------------------|--------------------|-------------|--------------------|--------------|
|                         | 調査時点               | 表示年次        | 調査期間               | 表示年次         |
| 平成19年(2007年)工業統計        | 平成19年12月31日        |             | 平成19年1月～12月        | 平成19年        |
| 平成20年(2008年)工業統計        | 平成20年12月31日        |             | 平成20年1月～12月        | 平成20年        |
| 平成21年(2009年)工業統計        | 平成21年12月31日        |             | 平成21年1月～12月        | 平成21年        |
| 平成22年(2010年)工業統計        | 平成22年12月31日        |             | 平成22年1月～12月        | 平成22年        |
| 平成24年(2012年)活動調査        | 平成24年2月1日          |             | 平成23年1月～12月        | 平成23年        |
| <u>平成24年(2012年)工業統計</u> | <u>平成24年12月31日</u> |             | <u>平成24年1月～12月</u> | <u>平成24年</u> |
| 平成25年(2013年)工業統計        | 平成25年12月31日        |             | 平成25年1月～12月        | 平成25年        |
| 平成26年(2014年)工業統計        | 平成26年12月31日        |             | 平成26年1月～12月        | 平成26年        |
| 平成28年(2016年)活動調査        | 平成28年6月1日          |             | 平成27年1月～12月        | 平成27年        |
| <u>平成29年(2017年)工業統計</u> | <u>平成29年6月1日</u>   |             | <u>平成28年1月～12月</u> | <u>平成28年</u> |
| 平成30年(2018年)工業統計        | 平成30年6月1日          |             | 平成29年1月～12月        | 平成29年        |
| 令和元年(2019年)工業統計         | 令和元年6月1日           |             | 平成30年1月～12月        | 平成30年        |
| 令和2年(2020年)工業統計         | 令和2年6月1日           |             | 平成31年1月～令和元年12月    | 令和元年         |
| 令和3年(2021年)活動調査         | 令和3年6月1日           |             | 令和2 年1月～12月        | 令和2年         |
| <u>2022年経済構造実態調査</u>    | <u>令和4年6月1日</u>    | <u>令和4年</u> | <u>令和3 年1月～12月</u> | <u>令和3年</u>  |
| <u>2023年経済構造実態調査</u>    | <u>令和5年6月1日</u>    | <u>令和5年</u> | <u>令和4 年1月～12月</u> | <u>令和4年</u>  |
| <u>2024年経済構造実態調査</u>    | <u>令和6年6月1日</u>    | <u>令和6年</u> | <u>令和5 年1月～12月</u> | <u>令和5年</u>  |

※1 下線付きの年次は経済センサスの実施年に当たり、工業統計調査を実施していない。

※2 工業統計調査は2022年より経済構造実態調査に包摂された。

※3 二重下線付きの年次は経済構造実態調査の実施年である。（2022年より実施）

#### 3 推計手法について

日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）における大分類、中分類又は小分類ごとに売上高（製造品出荷額等）を上位から累積し、当該分類ごとに売上高（製造品出荷額等）総額の 9 割を達成する範囲に含まれる法人企業を調査対象とし、全体を推計した上で結果表として集計した。

＜経済構造実態調査 推計手法について＞

<https://www.stat.go.jp/data/kkj/kekka/pdf/suikihou2.pdf>

#### 4 産業分類について

集計に用いた産業分類については、以下の点に留意されたい。

- (1) 集計に用いた産業分類は、原則として日本標準産業分類に準拠している。本書における例外については次のとおりである。

| 本書                | 日本標準産業分類                     |
|-------------------|------------------------------|
| 1421 洋紙・機械すき和紙製造業 | 1421 洋紙製造業<br>1423 機械すき和紙製造業 |

- (2) 事業所の産業の決定方法は、次のとおりである。

・ 一般的な方法

- ① 製造品が単品のみの事業所については、品目 6 桁番号の上 4 桁で産業細分類を決定する。
- ② 製造品が複数の品目にわたる事業所の場合は、まず、上 2 桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計し、その額の最も大きいもので 2 桁番号を決定する。次に、その決定された 2 桁の番号のうち、前記と同様な方法で 3 桁番号（小分類）、さらに 4 桁番号（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

・ 特殊な方法

上記の方法以外に、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しているものがある。具体的には、「中分類 22 鉄鋼業」に属する「高炉による製鉄業」、「製鋼・製鋼圧延業」、「熱間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間圧延業（鋼管，伸鉄を除く）」、「冷間ロール成型形鋼製造業」、「鋼管製造業」、「伸鉄業」、「磨棒鋼製造業」、「引抜鋼管製造業」、「伸線業」及び「その他の製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く）」の 11 産業である。

- (3) 「中分類 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲については、次のとおりである。

| 製造品名                         | 分類   | 製造品名                | 分類   |
|------------------------------|------|---------------------|------|
| 家具・装備品                       | 13   | がん具・運動用具            | 325  |
| プラスチック製版                     | 1521 | ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品 | 326  |
| 写真フィルム（乾板を含む）                | 1695 |                     |      |
| 手袋（合成皮革）                     | 2051 | 漆器                  | 3271 |
| 耐火物                          | 215  | 畳                   | 3282 |
| と石                           | 2179 | うちわ・扇子・ちょうちん        | 3283 |
| 人造真珠                         | 2199 | ほうき・ブラシ             | 3284 |
| 歯車                           | 2531 | 喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）    | 3285 |
| 目盛りのついた三角定規                  | 2739 | 洋傘・和傘・同部分品          | 3289 |
| 注射筒                          | 2741 | 魔法瓶                 | 3289 |
| 義歯                           | 2744 | 看板・標識機              | 3292 |
| 装身具・装飾品・ボタン・同関連品（貴金属・宝石製を除く） | 322  | パレット                | 3293 |
|                              |      | モデル・模型              | 3294 |
| かつら                          | 3229 | 工業用模型               | 3295 |
| 時計側                          | 3231 | レコード                | 3296 |
| 楽器                           | 324  | 眼鏡                  | 3297 |

## 5 その他

- (1) 平成 19 年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加したため、前年数値とは接続しない。
- (2) 平成 19 年調査の前年比については、事業所の捕捉（平成 18 年事業所・企業統計調査で製造業に格付けされた事業所の追加）を行ったため、時系列を考慮し、当該捕捉事業所を除いたもので計算している。
- (3) 「平成 23 年」における数値は「平成 24 年経済センサス-活動調査」の調査時点が 2 月 1 日現在であることなど工業統計調査の数値とは連結しない部分がある。数値の解釈に当たっては留意されたい。
- (4) 「平成 28 年経済センサス-活動調査」においては、調査時点が 6 月 1 日現在へ変更となったこと、調査票の設計等の相違などから、工業統計調査の数値とは連結しない部分がある。数値解釈に当たっては、下記の点について留意されたい。
  - ① 調査事項を簡素化（一部廃止）した個人経営調査票を設けたことにより、個人経営調査票で把握した事業所については、「事業所数」、「従業者数」の項目は集計に含まれるものの、「製造品出荷額等」、「付加価値額」等の項目については含まれていない。
  - ② 金額項目については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費の取り扱いに関するガイドライン（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消費税込みに補正した上で集計した。
- (5) この報告書から抜粋又は新たに資料を作成して利用する場合は、「福島県統計課編『令和 5 年福島県の工業』から抜粋（又は作成）」と明記してください。
- (6) この報告書に関するお問い合わせは、下記に御連絡ください。

〒960-8670 福島県福島市杉妻町 2 番 16 号

福島県企画調整部統計課

電話 (024) 521-7147 (直通)

E-mail: [toukei@pref.fukushima.lg.jp](mailto:toukei@pref.fukushima.lg.jp)